

かごしまの食と農を未来につなぐ農業教育推進事業「農業高校生の海外研修」
業務委託企画提案競技実施要項（案）

高校教育課

1 趣旨

本研修は、本県の輸出状況や販路拡大に向けた取組について知る機会とするとともに、日本農畜産物の海外での流通事情や市場調査を実施することで、広い視野を持つグローバルな視点を育み、将来の本県農業を担うリーダーとしての人材育成の資質を図ることを目的としている。このため、委託業者を選定するための企画提案競技を実施するにあたり必要な事項を定める。

2 委託業務企画提案競技に付する事項

(1) 業務名

かごしまの食と農を未来につなぐ農業教育推進事業「農業高校生の海外研修」

(2) 業務内容

別添

かごしまの食と農を未来につなぐ農業教育推進事業「農業高校生の海外研修」業務委託仕様書による

(3) 委託期限

契約締結の日から令和7年1月31日まで

3 選考業務規模

1,152千円以内（消費税込み）

※ 参加者（生徒）の自己負担額は、一人あたり120千円以内とする。

※ 県の委託契約分は、792千円以内とする。

4 参加資格

次の(1)から(10)までの全てを満たすものとする。

(1) かごしまの食と農を未来につなぐ農業教育推進事業「農業高校生の海外研修」業務委託仕様書内容を確実に履行できる者であること。

(2) 本事業の実施について、県からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。

(3) 海外旅行を幅広く実施できる旅行業法施行規則に規定する第1種旅行者であり次に掲げる条件に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者

(ア) 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(イ) 鹿児島県との契約等において次のアからカまでのいずれかに該当すると認められる者でその者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないと言われた者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし

て使用する者

- a 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- b 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- c 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- d 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- e 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- f aからeにより一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

イ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する者

- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められる者
- (イ) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
- (ウ) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる者
- (エ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる者

ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

エ 県税を滞納している者

5 企画提案競技の流れ

(1) 募集開始日

令和6年8月1日

県教委のホームページに掲載（掲載は令和6年8月9日（金）まで）

- (2) 企画提案競技参加申込期限
令和6年8月8日（木）午後5時まで
- (3) 仕様書等に対する質問受付期限
令和6年8月9日（金）午後5時まで
- (4) 企画提案書提出期限
令和6年8月19日（月）正午まで
- (5) プレゼンテーション及び審査会日時
令和6年8月20日（火）午後3時から ※ 県庁16階 16-A-2
- (6) 委託事業者選定委員会の開催日（選考委員による委託業者の選定）
令和6年8月20日（火）
- (7) 委託業者の決定・通知
令和6年8月30日（金）までに発出

6 企画提案競技参加申込み

- (1) 提出期限
令和6年8月8日（木）午後5時必着
- (2) 提出書類
 - ア 企画提案競技参加申込書（様式第1号）
 - イ 企画提案競技の参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（様式第2号）
- (3) 提出方法
P. 5の「15 問合せ先及び書類提出先」へ電子メール又は郵送で提出すること。

7 仕様書等に関する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

- (1) 提出方法
「質問票」（様式第3号）により、P. 5の「15 問合せ先及び書類提出先」へ電子メール又はFAXで提出すること。
- (2) 提出期限
令和6年8月9日（金）午後5時必着
- (3) 回答
質問に対する回答は、令和6年8月14日（水）までに、参加業者全てに対し電子メール又はFAXで行う。

8 企画提案書の記載事項

- (1) 会社概要
 - ア 会社概要

イ 海外研修等受託実績

(2) 研修の内容等

ア 研修の概要及び特徴

イ 行程表

ウ 視察先

日系スーパー等の日本産農畜産物の市場，先進的な農業関連施設，食品加工施設等の概要

エ 移動手段，現地ガイド及び宿泊・食事等

オ 積算について（仕様書に掲載のある項目ごとに行う。）

(3) 運営及びサポート体制

ア 業務の実施体制・連絡体制

イ 緊急時の対応マニュアル等

ウ 県教委との連携体制

エ 事業実施までのスケジュール

(4) その他

付属提案等や必要と思われる資料

9 企画提案書の提出

(1) 規格 A 4 版（A 3 折込可）

(2) 提出期限 令和 6 年 8 月 19 日（月）正午必着

(3) 提出部数 10 部

10 プレゼンテーション及び審査会の実施

(1) 日時 令和 6 年 8 月 20 日（火）午後 3 時から

(2) 場所 県庁 16 階 16-A-2

11 審査方法

書類審査及びプレゼンテーションによる企画提案競技方式とし，企画提案の審査は選考委員会において総合的に行う。

12 審査結果

審査結果については，参加した全ての業者に対し書面で通知することとし，令和 6 年 8 月 30 日（金）までに発出する。

13 業務実施に係る契約

(1) 契約の締結

最優秀提案者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び県契約規則施行指針第24条関係第2項第13号の規定による随意契約を締結する。

(2) 契約内容

県教育委員会と最優秀提案者との間で、企画書を踏まえ予算の範囲内で協議を行い、契約内容を決定する。

(3) 契約金額

最優秀提案者から見積書を徴し、予定価格の範囲内において決定する。

なお、天災地変その他自己の責めに帰すことのできない理由により業務の全部又は一部を中止する場合は、賠償額は、県教委と委託業者で協議して決定する。

(4) 契約保証金

免除（鹿児島県契約規則第33条第1項第9号）

14 その他

(1) 手続において使用する通貨は、日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書の作成及び提出に必要な経費は、提出者の負担とする。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

(5) 企画提案競技の参加に当たり知り得た情報は、他に漏らさないこと。

(6) 著作権法等に抵触しないこと。

(7) 企画提案競技参加申込み後に、参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第4号)を令和6年8月16日(金)午後1時まで、郵送又は持参により提出すること。

15 問合せ先及び書類提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県教育庁高校教育課産業教育係

TEL : 099-286-5294

FAX : 099-286-5678

E-mail : sangyou@pref.kagoshima.lg.jp